

御杖村土木工事検査要領の一部を改正する告示

御杖村土木工事検査要領(平成 22 年御杖村告示第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「かかる」を「係る」に改め、同条第 4 項中「かかる」を「係る」に改める。

第 6 条第 1 項中「(様式第 1)」を「(様式第 1 号)」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 2 号」に改める。

第 8 条第 1 号・中「工事中間検査報告書(様式第 2)」を「工事竣工(中間)検査報告書(様式第 2 号)」に改め、同条第 2 号・中「工事竣工検査報告書(様式第 2)」を「工事竣工(中間)検査報告書(様式第 2 号)」に改める。

附則第 2 項の表を次のように改める。

事業所管課	工事検査員担当課	
総務課	むらづくり振興課	
住民生活課	産業建設課	
保健福祉課	教育委員会	
産業建設課	総務課	住民生活課
むらづくり振興課	産業建設課	
教育委員会	保健福祉課	

※1 簡易な工事(250 万円以下)については、この限りではない。

※2 臨時又は特別な課が所管する事業については、総務課が工事検査を行う。

様式第 1 を次のように改める。

様式第 1 (第 6 条関係)

手直し工事指示書

[別紙参照]

様式第 1 を様式第 1 号とする。

様式第 2 を次のように改める。

様式第 2 (第 8 条関係)

工事竣工(中間)検査報告書

[別紙参照]

様式第2を様式第2号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。